

副 議 長 お諮りします。日程第10「議案第12号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例」と日程第11「議案第13号松田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」の2件の議案につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をするため提案するものです。よって、一括議題、個別審議とさせていただきたいと思っております。このように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。この2議案は、一括議題、個別審議とすることに決定しました。

副 議 長 日程第10「議案第12号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例」と日程第11「議案第13号松田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 それでは、一括で上程をさせていただきます。議案第12号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

続きまして、議案第13号松田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。それでは、議案ごとに審議しますので、議案第12号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例について、担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 それでは、議案第12号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例について御説明させていた

だきます。

改正の理由でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をするものでございます。改正の主な内容でございますが、子ども・子育て支援法の一部改正により、法第19条第2項の削除に伴い、条例中に該当する条項の一部を改正するものです。

それでは、議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目の参考資料、新旧対照表を御覧ください。子ども・子育て支援法の一部改正により、子ども・子育て支援法第19条第2項が削除されたため、同条を引用している規定中の新旧対照表の1ページの第3条第1号中、法第19条第1項第1号を法第19条第1号に、同条第2号中、法第19条第1項第2号を法第19条第2号に、同条第3号中、法第19条第1項第3号を法第19条第3号にそれぞれ改正するものです。

改正条例本文を御覧ください。附則でございます。この条例は公布の日から施行いたします。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第12号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号松田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 それでは、議案第13号松田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

改正の理由でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をするものでございます。改正の主な内容でございますが、子ども・子育て支援法の一部改正により、条項の一部を改正するものです。

それでは、議案を2枚おめくりいただき、3枚目の参考資料、新旧対照表を御覧ください。子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、同法第77条が第72条に繰り上げられたことにより、条例で引用している規定中の第1条中、第77条第1項を第72条第1項に、第2条中、法第77条第1項を法第72条第1項にそれぞれ改めるものです。

改正条例本文を御覧ください。附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたします。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第13号松田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。